

2023 年 11 月 20 日

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
株式会社メドレー
代表取締役社長 瀧口 浩平

当社は、2023 年 10 月 24 日付けで、株式会社エイチームウェルネス（以下「分割会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割承継会社、分割会社を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よって、以下のとおり、本吸収分割に係る事前開示をいたします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）

- (1) 当社は、分割会社に対して、本吸収分割の対価として金 500,000,000 円（以下「本吸収分割対価」という。）を交付します。
- (2) 本吸収分割対価は、承継する権利義務の吸収分割契約締結時点での価値及び承継対象事業の事業価値等を総合的に勘案して両社で協議のうえ定めたものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

該当事項はありません。

7. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

(1) 当社は、2022年12月19日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社Tenxiaを吸収合併することを決議し、2023年2月1日付で吸収合併しました。

(2) 当社は、2023年2月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式の処分を行うことについて下記の決議内容のとおり決議いたしました。また、一部失権により当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、下記の処分実績のとおり2023年4月13日に自己株式の処分を実施いたしました。

処分の概要（変更箇所には下線を付しております。）

	処分実績	決議内容
(1) 払込期日	2023年4月13日	2023年4月13日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 <u>25,200</u> 株	当社普通株式 <u>25,900</u> 株
(3) 処分価額	1株につき 4,070 円	1株につき 4,070 円
(4) 処分価額の総額	<u>102</u> 百万円	<u>105</u> 百万円
(5) 割当先	執行役員 11名 16,900 株 従業員 <u>19</u> 名 <u>8,300</u> 株	執行役員 11名 16,900 株 従業員 <u>21</u> 名 <u>9,000</u> 株

8. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本吸収分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

別紙 1 吸収分割契約

吸収分割契約書

株式会社エイチームウェルネス（以下「分割会社」という。）及び株式会社メドレー（以下「承継会社」という。）は、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

分割会社は、本吸収分割契約の規定に従い、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）において、分割会社が運営するインターネットコンテンツ事業のうち女性向け生理管理アプリ「Lalune」に関する事業（以下「対象事業」という。）に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務を、吸収分割の方法により、承継会社に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 分割会社（吸収分割会社）
商号：株式会社エイチームウェルネス
住所：愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
- (2) 承継会社（吸収分割承継会社）
商号：株式会社メドレー
住所：東京都港区六本木六丁目10番1号

第3条（承継会社が分割会社から承継する権利義務）

1. 本吸収分割によって、承継会社が分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙A「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務については、2023年7月31日現在の分割会社の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除した上で確定する。但し、承継対象権利義務のうち、法令上移転が認められないものについては、承継対象権利義務から除外することとし、移転につき裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関、自主規制機関又は契約相手方からの許認可、承認、同意等を要するものについては、当該許認可、承認、同意等の取得を条件とする。
2. 前項に基づき承継会社が分割会社から承継する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法によるものとし、本吸収分割の効力発生以後、分割会社は当該債務を負わない。また、会社法第759条第2項及び第3項の規定により分割会社と承継会社の連帯債務が生じた場合、当該連帯債務の最終的な負担者は承継会社とする。

第4条（本吸収分割に際して対価として交付する金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対し、承継対象権利義務に代わり、金銭500,000,000円を交付する。

第5条（承継会社の資本金の額及び準備金の額に関する事項）

承継会社は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年2月1日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行その他の事由により必要があるときは、分割会社と承継会社は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、本吸収分割について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、会社法第796条第2項の規定により、本吸収分割について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

第8条（登記、登録等）

承継会社が本吸収分割により承継する権利義務の承継に伴い、登記、登録その他法令上の手続が必要となるものについては、分割会社は協力してその手続を行う。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本吸収分割契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は明らかとなった場合、その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、承継会社及び分割会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本吸収分割契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止し、若しくは本吸収分割契約を解除することができる。

第10条（協議）

本吸収分割契約に定めのない事項、又は本吸収分割の内容に疑義が生じた場合は、分割会社及び承継会社は誠実に協議し、その解決を図る。

本吸収分割契約締結の証として本書2通を作成し、分割会社及び承継会社それぞれ記名押印し、各1通を保有する。

2023年10月24日

分割会社：

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング32F

株式会社エイチームウェルネス

代表取締役社長 間瀬 文雄

承継会社：

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー13F

株式会社メドレー

代表取締役社長 瀧口 浩平

承継対象権利義務明細表

1. 資産

対象事業に関して分割会社が保有する一切の資産（以下に掲げるものを含むが、これらに限られない。）。但し、承継会社、分割会社及び分割会社親会社との間で別途書面により特定した資産については承継しない。

- (1) 現預金（対象事業に係る契約負債に掛かる金額に限る。）
- (2) 売掛金
- (3) ソフトウェア
- (4) その他対象事業を行うにあたり必要な資産
- (5) その他対象事業に関して付帯する資産（対象事業に従事する従業員に貸与している一切のものを含む。なお、会計上の資産に限らない。）

2. 債務

対象事業のみに係る以下の債務（但し、簿外債務及び未払消費税は除く。）

- (1) 買掛金
- (2) 未払金
- (3) 未払費用
- (4) 契約負債（年間プラン等の有料会員からの前受利用料を含む。）
- (5) その他対象事業に関して付帯する債務

3. 知的財産権

対象事業に関して分割会社が保有する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、特許権、実用新案権及び商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）並びにノウハウ等その他の権利（以下に掲げるものを含むが、これらに限られない。以下総称して「知的財産権等」という。）。

- (1) 対象事業を構成するプログラム、音声データ、動画データ、素材等に関する知的財産権等
- (2) 対象事業を構成するプログラム、仕様書、発注書、管理ツール、データ、ユーザー登録情報等、対象事業を運営するにあたり必要な情報
- (3) iOS、Android アプリケーションの所有権、対象事業の運営にあたり必要なツール及びそのアカウント（但し、対象事業以外の事業と分離不可能であるものは除く。）
- (4) その他対象事業のみに属する一切の知的財産権等

4. 契約上の地位及びこれに付随する権利義務

分割会社を当事者として締結された対象事業のみに係る一切の契約（前記 1. の資産、前記 2. の債務及び前記 3. の知的財産権に附帯又は関連する契約を含むが、これらに限られない。但し、対象事業以外の分割会社の事業と分離不可能であるもの並びに分割会社及び分割会社親会社との間の分割会社親会社の保有する商標権及びドメインの使用許諾に係る契約は除く。）に関

する契約上の地位及びこれに基づく権利義務（但し、簿外債務は除く。）。但し、雇用契約に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務は除き、本効力発生日において対象事業に主として従事する従業員を含め、分割会社とその従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務は、承継対象権利義務に含まれないものとする。

別紙 2 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 10 期 計 算 書 類

(自 2022 年 8 月 1 日 至 2023 年 7 月 31 日)

株式会社エイチームウェルネス

貸借対照表

(2023 年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	538,504	流 動 負 債	174,075
現金及び預金	50,000	買掛金	5,154
売掛金	194,723	未払金	147,038
商品	161,872	契約負債	12,875
貯蔵品	11,009	未払費用	4,950
未収入金	21,680	預り金	3,697
前払費用	10,989	未払法人税等	358
前渡金	2,208		
CMS預け金	21,160		
未収消費税	19,502	負 債 合 計	174,075
未収法人税	45,356	(純 資 産 の 部)	
固 定 資 産	6,254	株 主 資 本	370,683
有形固定資産	0	資 本 金	50,000
工具、器具及び備品	0	資本剰余金	210,676
無形固定資産	2,460	資本準備金	50,000
ソフトウェア	2,460	その他資本剰余金	160,676
投資その他の資産	3,794	利益剰余金	110,007
敷金及び保証金	0	その他利益剰余金	110,007
繰延税金資産	3,794	純 資 産 合 計	370,683
資 産 合 計	544,758	負 債 ・ 純 資 産 合 計	544,758

損 益 計 算 書

(2022年8月1日から2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,028,103
売上原価		352,822
売上総利益		1,675,280
販売費及び一般管理費		1,780,042
営業利益		△104,761
営業外収益		
受取利息	0	
CMS受取利息	131	
雑収入	107	
受取手数料	3,735	
助成金収入	8	
為替差益	0	3,982
営業外費用		
雑損失	5	
為替差損	0	
債権譲渡差損	22,686	
CMS支払利息	16	22,709
経常利益		△123,487
特別損失		
特別損失	16,368	16,368
税引前当期純利益		△139,856
法人税、住民税及び事業税	△19,297	
法人税等調整額	20,010	713
当期純利益		△140,569

株主資本等変動計算書

(2022 年 8 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	50,000	50,000	160,676	210,676	250,577	250,946	511,253
当期変動額							
組織再編による減少	—	—	—	—			
当期純利益	—	—	—	—	△140,569	△140,569	△140,569
当期変動額合計	—	—	—	—	△140,569	△140,569	△140,569
当期末残高	50,000	50,000	160,676	210,676	110,007	110,007	370,683

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4～20年

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 100,000 株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,706円83銭

1株当たり当期純損失 1,405円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

第 10 期 計算書類に係る附属明細書

(自 2022 年 8 月 1 日 至 2023 年 7 月 31 日)

株式会社エイチームウェルネス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	工具、器具及び備品	67	—	—	67	0	750
	計	67	—	—	67	0	750
無形 固定 資産	ソフトウェア	1,621	1,460	—	621	2,460	
	ソフトウェア 仮勘定	—	—	—	—	—	
	計	—	1,460	—	621	2,460	

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
給与及び手当	82,443	
出向者給与	300	
賞与	2,099	
出向者賞与	0	
法定福利費	12,652	
福利厚生費	30	
出向者法定福利費	-52	
賞与引当金繰入額	0	
採用費	42	
消耗器具備品費	216	
事務消耗品費	23	
地代家賃	0	
サーバー料	11,745	
保険料	△3	
租税公課	490	
減価償却費	67	
旅費交通費	1,529	
通信費	4,573	
会議費	13	
水道光熱費	0	
支払手数料	332,268	
新聞図書費	0	
広告宣伝費	1,149,228	
販売促進費	32,707	
キャリア手数料	22,254	
接待交際費	179	
ソフトウェア償却	267	
子会社請求	106,682	
ロイヤリティ	20,281	
計	1,780,042	

監 査 報 告 書

私は、2022 年 8 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日までの第 10 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 監査役意見

業務監査の発見事項で、2022 年 5 月口頭のみで前渡金 5,684,000 円を渡し、3 か月以上業務が行われず、持ち逃げ及び倒産等で貸し倒れる恐れがあった。前渡金を行う判断が適切であったのか。また、間瀬社長が業務の未実施を知ったのが 3 か月後であり報告体制に問題もある。

さらに、マネージャー 1 人がすべてを行っており、チェックもなく、内部統制システムの不備があった。

2023 年 9 月 15 日

株式会社エイチームウェルネス
監査役 有藤 速利 印